

島根 更生保護

保護観察協会
特 集 号

発 行

更生保護
法 人 島根保護観察協会



「白砂青松庭」

写真提供

足立美術館

日頃より皆様方には、島根保護観察協会の事業推進に多大なるご支援とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。お陰をもちまして本年度の当協会の所期の目的を達成し、更生保護事業の伸展に寄与することができたものと思っております。

さて、平成二十七年度の島根県の少年非行の概況をみますと昭和二十四年以降では二百三十九人と過去最低となっております。少年人口（六歳～十九歳）一〇〇〇人当たりの非行少年の数でも四十人と年々減少しており、また少年の補導状況でも本年は最小となっているなど現在では比較的穏やかな推移を辿っていると想われます。

しかし、全国的には刑法犯の認知件数は年々減少していますが、高い再犯率や刑務所への再入所率が依然として大きな課題となっております。刑務所出所者等の再犯は、住居や仕事等がないことから引き起こされる事が多いことから住居の確保や就労支援を積極的に進めていく必要があります。保護観察対象者に社会に役立つ活動を一定期間複数回行わせる社会貢献活動が昨年から実施され、又、薬物

ご挨拶

更生保護法人
島根保護観察協会
理事長 古瀬 誠



事犯を対象とした刑の一部執行猶予の制度の導入が本年六月一日から実施されています。

当協会と致しましてはこのような状況に的確に対処するため、県保護司会連合会、更生保護女性連盟、BBS連盟、就労支援事業者機構、しらふじ等の関係機関と緊密に連携をとり、安全・安心な明るい社会の構築のため、一時保護事業並びに連絡助成事業の一層の充実に鋭意取り組んで参りたいと存じております。

毎年、七月一日から、全国一斉の「社会を明るくする運動」の強化月間が展開されますが、昨年度から政府をあげての取り組みがなされております。島根県におきましても街頭活動やポスター掲示、リーフレット・ポケットティッシュ配布ミニ集会、作文コンテストなど各地で様々な運動がなされています。これが県民一人でも多くの方に浸透していくことを望んでいます。

終わりに、會員の皆様方はじめ関係各位のご理解とご支援に深く感謝申し上げますとともに、当協会の運営と事業の推進に引き続きご支援とご協力を賜りますことをお願い申し上げます。

平成27年度 事業報告及び決算報告

昨年度、協会の活動運営は、事業計画どおりの事業を実施することができました。会員の皆様や地域住民の温かい御支援・御協力ありがとうございました。

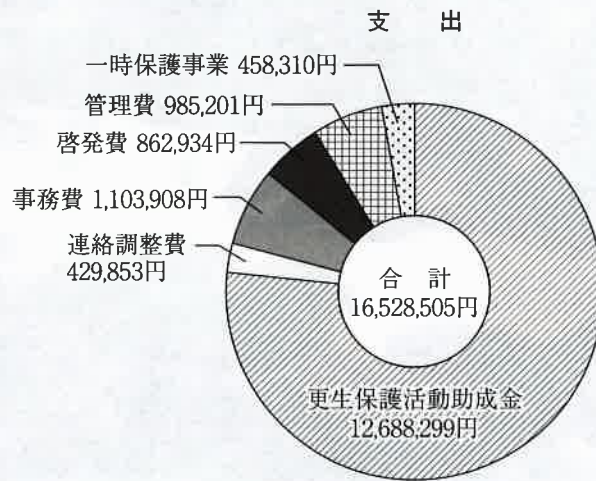
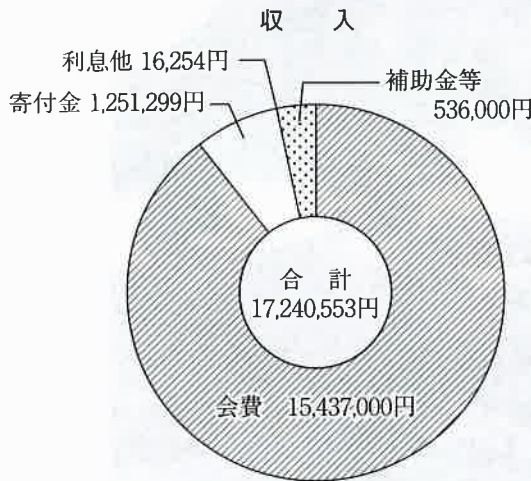
1 連絡助成事業

保護司活動、しらふじの運営及び更生保護女性連盟、BBS連盟、就労支援事業者機構に対する連絡、助成。

2 被保護者に対する一時保護事業

3 犯罪予防活動、啓発活動事業

第65回社会を明るくする運動の共催事業



平成28年度 事業計画と予算

定款の定めるところに従って、島根県における犯罪や非行をした人の立ち直りの援助と、犯罪や非行防止を図るために活動している特別法人です。

今年度は、次の方針で活動していきます。引き続き関係者の方々の温かい御支援・御協力をお願いいたします。

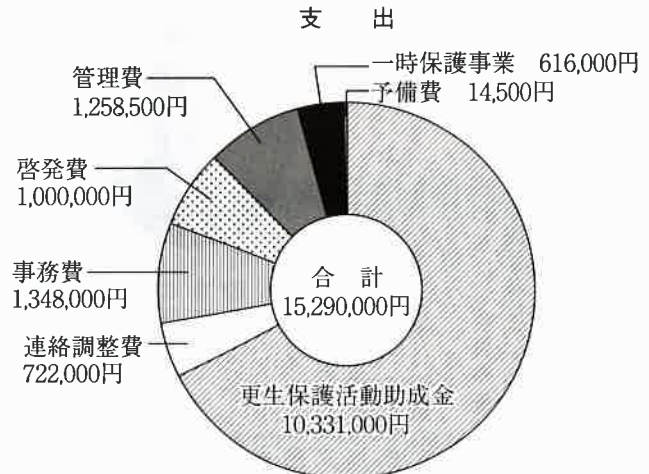
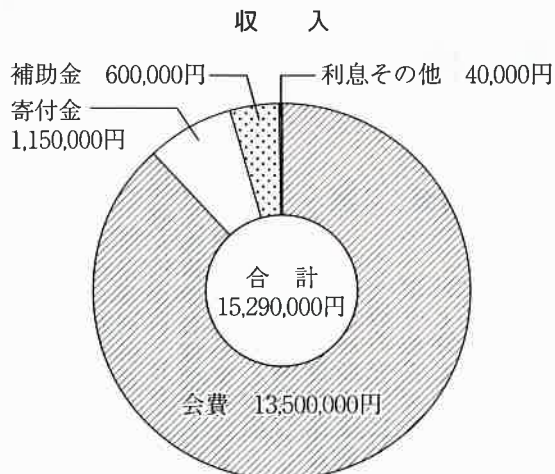
1 連絡助成事業

保護司会、しらふじ、更生保護女性連盟、BBS連盟、就労支援事業者機構活動への支援

2 被保護者に対する一時保護事業の充実

3 犯罪予防活動、啓発活動事業

第66回社会を明るくする運動の共催事業



更生保護法人島根保護観察協会会員募集趣意書

近年社会を震撼させるような犯罪が相次いで発生し、大きな社会問題となっています。

このような犯罪の発生を予防するには、地域社会から犯罪に陥るものが出ないように環境を浄化するなど、犯罪予防活動を展開することが必要です。一方、犯罪に陥った者が再犯をしないよう保護や指導をすることも特に大事なことです。即ち、少年院や刑務所から釈放された者が、再び罪を犯すことのないように温かく迎え入れ、職業や住居の確保等について助言や援助を行うなどして更生への自覚を促進し、安定した生活につかせ、善良な社会の一員として復帰させることが、社会全体として極めて重要な問題です。

これらの仕事には、社会奉仕の熱意と人間愛の精神に基づき、島根県下およそ500人の保護司並びに更生保護関係の機関・団体である島根更生保護会、島根県更生保護女性会員、島根県BBS会員、島根県事業主、NPO法人島根県就労支援事業者機構などの人たちが日夜これにたずさわって、犯罪前歴者や非行青少年の更生保護に努力を続けています。

犯罪のない安全・安心な明るい社会を構築することを目的とする更生保護事業には種々の施策が講じられていますが、地域住民各位のご協力なくしてはできない仕事です。一人でも多くの理解ある協力者を社会に求め、物心両面に亘る御支援がなければ、その目的を達成することは困難です。

島根保護観察協会は、こうした状況に対処するため県下における犯罪の予防並びに保護司活動等の充実発展を図る目的をもって組織されています。

その事業の概要は、別項定款に示すところですが、何卒その趣旨を御理解いただき当協会の会員として御協力賜りますようお願い申し上げます。

更生保護法人島根保護観察協会

理事長 古 瀬 誠